

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

# WASTE TODAY

5月号  
2023

2023.5.30

発行者：株式会社リーテム



## 今月のテーマ

### 「県外産業廃棄物搬入の事前協議」

一般に「事前協議」と言うと、物事を円滑に進めるために、関係者が事前に話し合いをすることを指しますが、廃棄物の世界では「事前協議」と言うと、とある制度を意味しています。



## 県外産業廃棄物の搬入規制

産業廃棄物を、都道府県の境を超えた他地域から中間処理や最終処分の目的で搬入しようとする場合に、都道府県や政令市から事前の届出や協議が求められることがあります。それらの事前の手続きを総称して「事前協議」と呼んでいます。

「事前協議」の目的は、産業廃棄物の不法投棄やその他の不適正処理の防止、産業廃棄物の種類や量の把握、県内の最終処分施設の延命などです。これは全国統一のルールではなく、自治体が条例や指導要綱などに定めているもので、具体的な内容は自治体によって異なります。また、そもそもそのような制度を導入していない自治体も多くあります。

例えば、事前協議制度を導入している自治体の中でも、産業廃棄物の排出事業者が届出や申請を行う場合と、搬入予定先の中間処理事業者が申請者になる場合があります。また、県内の中間処理施設に搬入する場合には事前協議は不要だけれど、最終処分施設への搬入には事前協議が求められるケースや実際に搬入した量の報告を求められるケースもあります。その他にも、茨城県のように、優良産廃事業者認定を受けている施設への搬入の場合は、事前協議が免除される自治体もあります。平均して、事前協議の申請の受理には約1週間～1ヶ月かかります。

### <自治体の要綱の例>

#### 県外産業廃棄物の 県内搬入処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、〇〇県外から搬入される産業廃棄物について、事前に受入状況を把握することが難しく、監視・指導を行う際の課題となっていることから、〇〇県内の処分業者ごとに、あらかじめ〇〇県外から搬入される産業廃棄物の排出事業者、種類、予定数量等を把握することにより、(以下省略)。



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

## 事前協議、事前届出制度の導入一覧

本年5月に筆者が調べた時点では、全国で約70の自治体（都道府県、政令指定都市、中核市）が、県外で発生した産業廃棄物の搬入について、事前の協議もしくは届出を行う制度を運用しています。

（※下表に緑色で示します）

都道府県（47）			政令指定都市（20）		中核市（62）			
北海道	茨城県	岡山県	札幌市	広島市	函館市	越谷市	大津市	倉敷市
青森県	栃木県	広島県	仙台市	北九州市	旭川市	船橋市	豊中市	呉市
岩手県	群馬県	山口県	さいたま市	福岡市	青森市	柏市	吹田市	福山市
宮城県	埼玉県	徳島県	千葉市	熊本市	八戸市	八王子市	高槻市	下関市
秋田県	千葉県	香川県	横浜市		盛岡市	横須賀市	枚方市	高松市
山形県	東京都	愛媛県	川崎市		秋田市	富山市	八尾市	松山市
福島県	神奈川県	高知県	相模原市		山形市	金沢市	寝屋川市	高知市
新潟県	三重県	福岡県	新潟市		福島市	福井市	東大阪市	久留米市
富山県	滋賀県	佐賀県	静岡市		郡山市	甲府市	姫路市	長崎市
石川県	京都府	長崎県	浜松市		いわき市	長野市	尼崎市	佐世保市
福井県	大阪府	熊本県	名古屋市		水戸市	松本市	明石市	大分市
山梨県	兵庫県	大分県	京都市		宇都宮市	岐阜市	西宮市	宮崎市
長野県	奈良県	宮崎県	大阪市		前橋市	豊橋市	奈良市	鹿児島市
岐阜県	和歌山県	鹿児島県	堺市		高崎市	岡崎市	和歌山市	那覇市
静岡県	鳥取県	沖縄県	神戸市		川越市	一宮市	鳥取市	
愛知県	島根県		岡山市		川口市	豊田市	松江市	

事前協議制度があることを知らずに委託取引を進めてしまい、後から条例違反であるとして、行政指導を受けたり、罰則が適用される事態になる、ということも考えられます。排出事業者の皆さんは、他県の廃棄物処理施設に廃棄物を委託なさる時には、あらかじめ、関係自治体の廃棄物条例、廃棄物指導要綱等をホームページで調べるか、直接自治体に問合せをして確認なさることをお勧めします。

## 編集後記

自治体の定める事前協議制度のみならず、企業は自社の事業活動で不要になった、産業廃棄物の処理を他社に委託する際には、気を付けなければならないことがたくさんあります。それらのルールのはほとんどは国の法律（廃棄物処理法）によって定められていますが、今回ご紹介した事前協議制度のように都道府県や政令市が定めるものもあり、なかなか全てを把握するのは大変です。当社では、企業の廃棄物管理ご担当者向けのオンライン研修・対面研修サービスを提供しています。ご関心のある方は下記URLにアクセスなさってみてください。

事業者向けセミナー・研修サービス

<https://www.re-tem.com/service/waste-knowhow/>



コラムの更新やサービスに関するお役立ち情報をお知らせするメールマガジン（月1回程度）を発信しています。配信希望の方は以下の「お問い合わせ」をクリック！項目から「メールマガジン配信希望」を選んでください。<https://www.re-tem.com/contact/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

TEL. 03-5256-7041 Mail. [info@re-tem.com](mailto:info@re-tem.com) <https://www.re-tem.com/>